

令和8年度広島港出島地区廃棄物等埋立処分事業に係る環境監視等調査仕様書

1 調査目的

出島地区廃棄物等埋立処分事業に係る廃棄物等の埋立処分を適正に実施するため、処分場周辺海域の水質及び余水・余水の処理水並びに受入廃棄物について調査を行う。

なお、本調査は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「出島地区廃棄物処理事業環境影響評価書(H14.7)」に基づき計画したものである。

2 調査概要

(1) 委託業務名

広島港出島地区廃棄物等埋立処分事業に係る環境監視等調査

(2) 調査期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 調査内容

(1) 水質調査

ア 調査対象

処分場周辺海域及び処分場護岸施設地内

イ 調査地点及び種別

調査対象	調査地点名	種別	備考
周辺海域	a	海水	調査地点は別図1のとおり
	b		
	c		
周縁地下水	A	地下水	調査地点は別図1のとおり
埋立地内	処分地内(取水口)	余水	
	余水処理施設(砂ろ過処理水槽)	放流水	

ただし、下水道への放流がない場合は、放流水の調査は実施しない。

ウ 調査項目等

別表1-1から別表1-3のとおり。

- ① 調査時刻及び調査時の天候、気温、水温を記録すること。
- ② 海水及び地下水については、水深及び透視度、余水及び放流水については、透視度を測定するとともに、検体の外観、臭気を記録すること。(様式第1号、様式第2号)

(2) 廃棄物調査

ア 調査対象

処分場に搬入された廃棄物

イ 調査項目等

別表2のとおり。(様式第3号)

なお、検体ごとの検査項目は、検体採取後委託者が指示する。また、採取した廃棄物の状況により、項目ごとの検体数が増減することがある。

(3) 検体採取

- ア 水質調査については、内容に応じて検体の採取を行うこと。
- イ 廃棄物調査については、委託者（出島管理事務所又は事業課）の指示に従い、特に定めのある場合を除き J I S K 0 0 6 0 - 1 9 9 2 に準拠して、処分場内での検体の採取を行うこと。

(次表参照)

採取場所	検体数	備 考
処分場内	80	廃棄物の受入状況により、検体数が変動する場合がある。

4 解析業務

- (1) 廃棄物の種類別及び業種別のデータのまとめを行う。
- (2) 水質の変化状況を過去のデータと比較し、解析する。

5 報告

- (1) 月ごとの調査結果を別記様式第1号から第3号に取りまとめ、解析結果を踏まえた調査結果報告書(月報)を作成し、調査月の翌月の5日までに1部提出（併せて、電子メールによる報告を行うこと。）するとともに、次の報告書を別途提出すること。

ア 維持管理記録（別記様式第4号）について、調査月の翌月の5日までに電子メールにより報告すること。

イ 廃棄物調査結果について、調査結果ごとに分析結果報告書を作成し、その都度2部報告すること。

(2) 年度末の報告

4月から翌年3月までの全ての調査結果について、解析結果を踏まえた調査結果報告書を作成し、3月末日までに4部提出すること。（電子データを添付すること。）

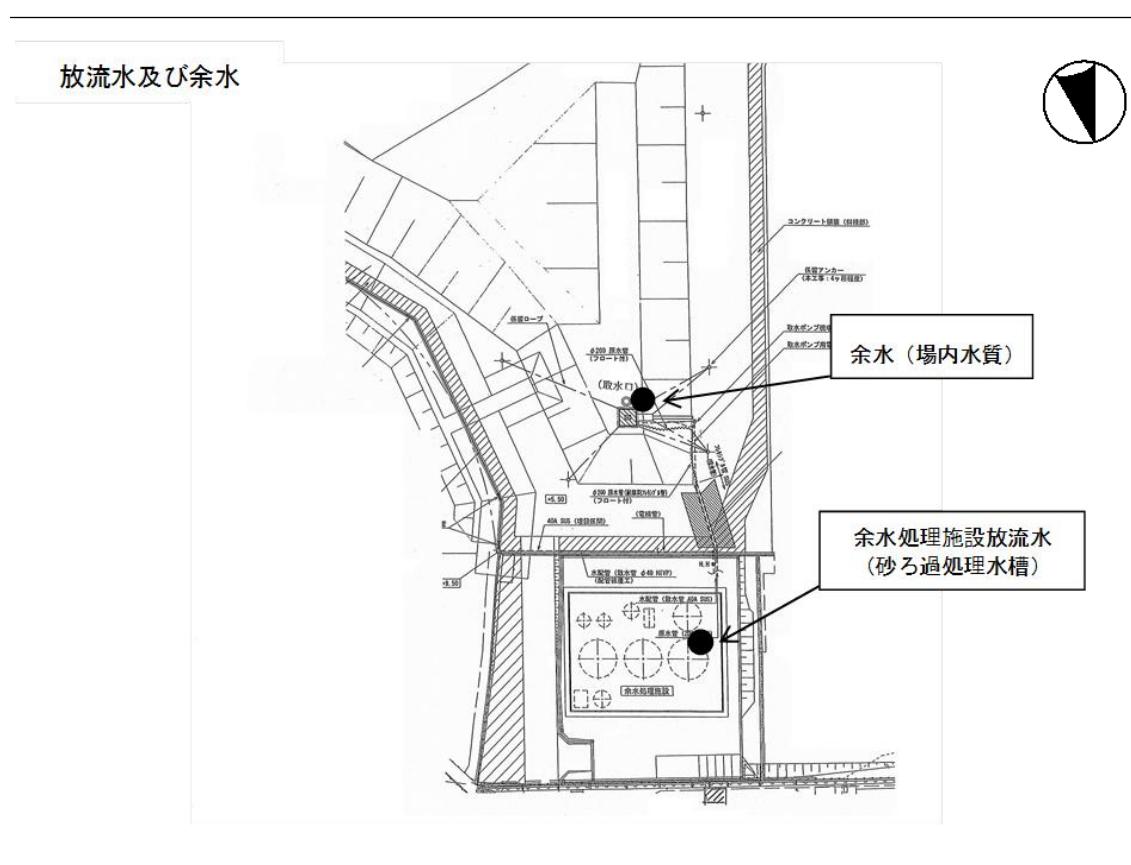
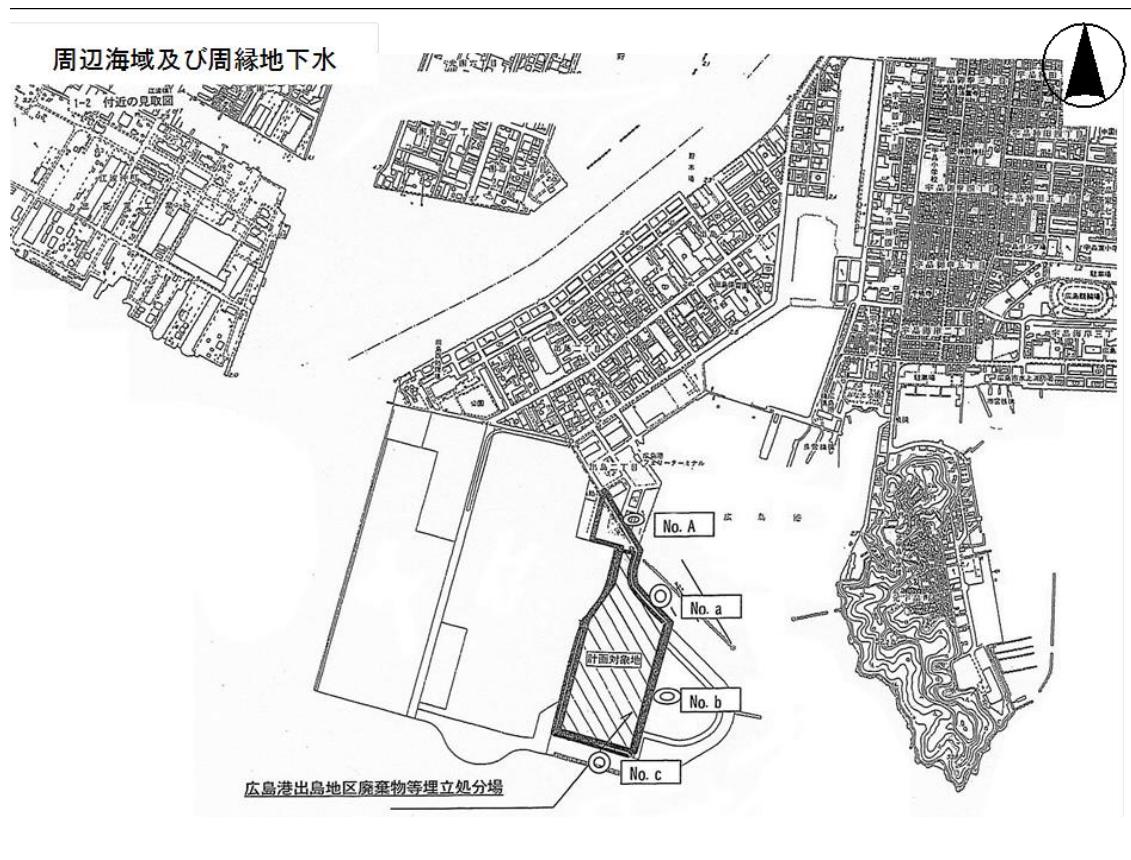
(3) 報告様式

調査ごとの報告様式は次のとおりとする。（再掲）

調査名	区分	報告様式名	備考
水質調査	周辺海域	様式第1号	調査地点ごとに作成すること
	周縁地下水	様式第1号	
	余水	様式第2号	
	放流水	様式第2号	
廃棄物調査		様式第3号	

6 その他

廃棄物受入基準値等を超過するなど、調査結果に異常が認められた場合は、速やかに委託者に連絡すること。



別図1 調査地点